

# 国際課税のケース・スタディ

## 日米両国における給与課税の相違点

### 〔事例〕

内国法人甲社は米国に子会社を設立して社員を派遣することになった。米国の給与所得者に対する課税方法は日本と異なるが、どのような点に留意する必要があるのか。なお、当該派遣社員の在米勤務は約3年を予定しており、その間の給与は米国子会社で支払われることになる。

### 〔ポイント〕

- 1 米国における居住形態の決定方法
- 2 米国における課税方法
- 3 給与所得の範囲

### 〔検討〕

#### 1. 米国における居住形態の決定方法

わが国では、個人の居住形態を居住者、非居住者に分け、居住者を更に非永住者とそれ以外の者（永住者）に区別してそれぞれの居住形態毎に課税の範囲を定めているが、米国では個人を、米国市民権を有する者と米国市民権を有しない外国人とに分け、外国人を更に居住外国人と非居住外国人とに区分し、米国市民権を有する者と居住外国人に対しては全世界所得を課税の対象とし、非居住外国人に対しては米国源泉所得のみが課税対象となる。

居住外国人と非居住外国人とを区分する基準は、課税年度中に米国に恒久的住居を保有するか否か又は一定の要件（substantial presence test）に

該当するか否かによって判断される。この一定の要件とは、当該個人が暦年を通じて当年度31日以上米国に滞在し、かつ、次の算式による米国滞在日数の合計が183日以上である場合をいう。

$$\text{（算式） 当年の滞在日数} + \text{前年の滞在日数} \\ \times 1/3 + \text{前々年の滞在日数} \times 1/6$$

なお、上記以外にも入国初年度に米国に31日以上滞在するという所定の要件を満たす者は選択により米国居住者になることができる。

#### 2. 米国における課税方法

##### (1) 米国における課税方法

わが国では、給与所得者は、年収が1,500万円をこえる場合は確定申告が必要となるが、それ以外は、給与所得以外に所得がなければ年末調整により所得税額は計算される。

米国においても給与収入について所得税の源泉徴収を行うが、年末調整は行われず。暦年基準で翌年の4月15日までに確定申告をしなければならない。

米国の給与所得課税においてはわが国にみられる給与所得控除に相当するものがない。従って、給与収入金額からわが国の所得控除項目に該当する医療費控除、租税、支払利子、寄付金控除、雑損控除、一定の自己負担の研修費用等が控除され、更に人的控除を行って課税所得金額を計算する。最終の納付税額は課税所得金額から算出された所得税額から源泉徴収税額を控除して計算される。ただし、医療費控除等の諸控除の合計金額については一定の標準金額が決められていて、これら諸

控除の実額と標準金額のいずれか大きい方が控除される。なお、納税者本人又は配偶者が65才以上である場合、目が不自由な場合は標準金額が増額されることになる。


(2) 給与に係る諸税

米国において給与から源泉徴収により控除される税金は、所得税の外に、社会保障税 (FICA)、連邦失業保険税 (FUTA) がある。社会保障税は雇用者と使用人の双方がそれぞれ50%ずつ負担し、連邦失業保険税は全額雇用者が負担する。わが国では社会保険料等を税金と称していないが、米国ではこれらを税金と称している。従って、2ヵ所以上から給与を得ている場合、それぞれの給与支払者の段階で FICA が源泉徴収されるが、FICA の徴収限度額が設けられているため限度額を超過した FICA は申告書上で税額される。

(3) 給与に係る手続き

米国で給与を受け取る場合、最初に社員は社会保障番号の受給をうける必要がある。その後、雇用者に、わが国の「給与所得者の扶養控除等申告書」に相当する FORM W-4 を提出し、この W-4 に基づいて源泉徴収の金額が算定される。具体的にはよく使用されるパーセンテージ・メソッドを例にとると、W-4 に記入された人的控除の数により、控除金額を算出して週給、月給等の形態に応じて給与収入金額から控除金額を差し引いた金額に税額表による税率を適用する。

更に、金銭以外に支給された経済的利益についても、週、月、四半期、半年、年間のいずれかの期間に応じて通常税率による源泉徴収又は20%の一定税率による源泉徴収のいずれかにより課税される。また、この経済的利益は給与の受給を受けた翌年に交付される源泉徴収票 (FORM W-2) の支給額に含められる。源泉徴収票 (FORM W-2)



**第一法規**

〒107 東京都港区南青山2-11-17  
☎(03)404-2251/FAX(03)479-1747

消費税法コンメンタール  
DHCコンメンタール

消費税法

全2巻

武田昌輔・監修

★B5判・加除式・定価15,000円(税込)二十実費

- 税法研究の第一人者である武田昌輔成蹊大学名誉教授の監修により、大蔵省主税局、国税庁の立法・通達事務の担当者等を中心に、実務に密着して解説した類書に例をみない本格的コンメンタール。
- 条文ごとに、立法趣旨・留意点等を、**要旨**として簡潔に解説して、平易な理解を図った。
- 取扱通達等関連通達および各規定の解釈については、**注釈**として実務に即して詳細に解説するほか、計算例や事例研究を加えて総合的な理解を深めた。

詳解 会社税務事例

武田昌輔 編著 税務実務の中から具体的な事例を、問答形式で実践的に解説。法人税実務に不可欠の書。

★B5判・加除式・全2巻・定価20,600円(税込)二十実費

■ かわいいカタログをお送りします。

は確定申告書に添付されることになる。

### 3. 給与所得の範囲

給与所得として課税される範囲について、日米間に共通する点と相違する点がある。ここでは、相違する点について掲げることとする。

#### (1) 借上げ社宅の家賃

わが国では、社宅等の利用者が役員であるか使用人であるか、あるいは提供された住宅の面積等の規模に基づいて法定家賃を算出することとしているが、米国では社宅等につき使用人等から家賃を受領していない場合には、実際の家賃相当額を給与収入に加算する。仮に、日本円で月10万円相当の家を会社が借上げ社宅として提供すると、当該社員は10万円の経済的利益を受けたことになり、この金額は当該社員の給与収入に加算される。また、当該社員がその一部を負担すれば、その差額が給与収入に加算される。

#### (2) 通勤費

わが国では通常、通勤手当については、一定金額までは非課税とされているが、米国では通勤手当として支給された金額は給与とされ、給与所得から控除することはできない。

#### (3) 社有車の利用

会社が社有車を社員に貸与して通勤等に利用させる場合、所定の方法により計算した額が個人の私的部分の使用として給与収入に加算される。

#### (4) 転勤費用

わが国では、転勤費用を会社が負担した場合、その支給金額が実費弁償の範囲で合理的なものであれば課税対象とはならない。米国では、会社が負担した金額は給与とされ、その後一定金額が控除されることになる。社員及びその家族の旅費、家財の運送費は全額給与収入から控除されるが、転勤先の住宅の下見のための旅費、着任後の仮住居の費用、新居に係る不動産の諸経費については控除金額の制限がある。

#### (5) 会社による教育費の補助

社員の子女のためにその教育費を会社が負担する場合、その負担部分は当該社員の給与収入となる。また、社員の業務に関連した教育費を会社が負担した場合も給与収入となるが、この場合にはこの金額について控除されるので課税所得とされることはない。

#### (6) 海外旅行

米国に駐在する社員が日本の本社への報告と休暇のため日本への一時帰国を兼ねて旅行する場合、この旅行期間が一週間をこえ、又は、旅行日数の25%以上が個人目的のいずれかであれば、個人目的に相当する部分の金額は当該社員の給与収入となる。

#### (7) 留守宅手当

海外勤務の社員に係る留守宅手当は国外源泉所得としてわが国では非課税として取り扱われるが、米国ではこのような留守宅手当も課税の対象とされる。

#### (8) 単身赴任者の扶養控除

米国で単身赴任して勤務している者の場合、配偶者を除く子供等の被扶養者に制限があり、被扶養者が米国民権を有しているか、又は米国居住者である必要がある。従って、例えば、わが国に居住する被扶養者に生活費を送金している場合であっても、これらの被扶養者について通常、人的控除を受けることはできない。

(税理士 小沢進)